

# 障害があっても… あたりまえに働き えらべる暮らしを

署名・募金に  
ご協力ください

きょうされん第42次国会請願署名・募金運動キャンペーン  
— 障害福祉についての制度の拡充を求め、署名を続けて42年 —

## 1. 障害者雇用水増し問題を究明し、必要な支援制度の確立を！

2018年8月に、国(中央省庁)や自治体が報告していた障害者雇用の状況が、水増しされていた事実が判明しました。障害者雇用促進法で決められた雇用率を達成しているように見せかけていただけで、本当は障害があるとは言えない人や退職者、亡くなった人なども、障害者として数えていることがわかりました。なぜこのような事態が起きてしまったのか、徹底的に究明する必要があります。

それぞれの障害にあわせて、働く時間を調整したり、スロープや車いすトイレを作ったり、障害のある人が働くことのできる条件を整備していくことが大切です。

“本当に”国が雇っていた人数

3,422.0

国が雇っていると公表していた人数

6,867.5

3,445.5人も水増し！

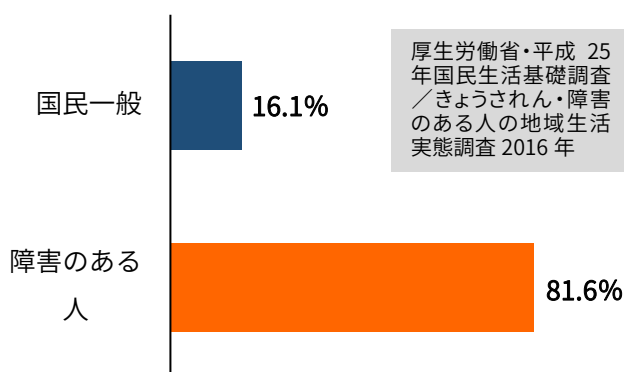
※国の行政機関合計

## 2. 障害者への年金を引き上げ、暮らしを支える制度拡充を！

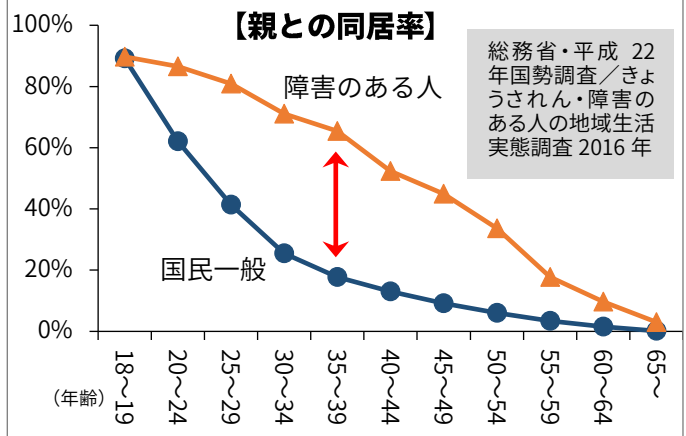
障害基礎年金は、2級の人には毎月64,941円で、1級の人には毎月81,177円です。この金額では、障害のある人が一人で暮らすことはできません。障害年金を引き上げ、生活を営むことのできる所得保障をすべきです。

きょうされんの調査では、障害のある人の多くが大人になっても親と一緒に暮らしていることがわかりました。高齢の親の介護を受けている障害のある人が、たくさんいるのが実態です。障害のある人たちの生活の場であるグループホームは、絶対的に数が足りていません。また一人で暮らすときに必要となるヘルパーも足りていません。障害のある人が希望する暮らしを送れるよう制度を充実する必要があります。

【収入比較・年収122万円以下の人の割合】



【親との同居率】



### 3. 65歳を超えてからの 介護保険優先原則の廃止を！

障害者総合支援法では、65歳あるいは特定疾病になると、介護保険を優先して使わなければならないと定められており、障害のある人は利用料の負担が生まれたり、それまで使っていた利用時間が減らされたりします。

65歳を迎えても、障害は変わりません。暮らしの中で困ることは増えていきますが、支援は減ることになります。

65歳になっても、特定疾病を患っても、本人の希望にそって必要な制度をえらんで利用できるように、介護保険優先原則を廃止する必要があります。

### 4. 地域活動支援センターの 実態調査と拡充を！

「就労継続支援B型事業」や「生活介護事業」などの運営費は、国が支払う金額を決めています。

しかし、「地域活動支援センター」の運営費は、国が示す標準額をもとにして、市町村が決めるので、ほかの事業に比べて事業所に支払われるお金がとても少なく、市町村によってその金額には大きな差があります。国の責任で、地域活動支援センターが安定した運営ができるように求めています。

### 5. 職員の労働条件を引き上げるために報酬制度の抜本的改善を！

【平均賃金（所定内給与額）】

304,300円



219,900円

一般労働者 福祉施設介護員

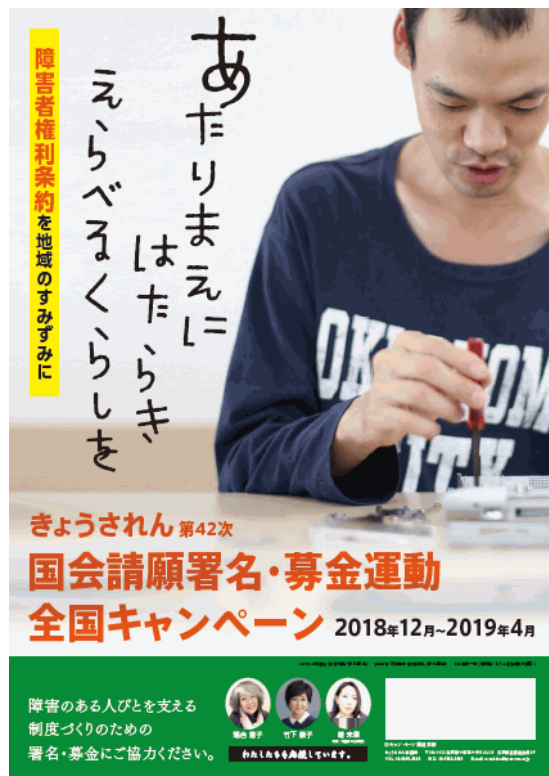
厚労省・平成29年賃金構造基本統計調査

※所定内給与額：税金などがひかれる前の金額

障害のある人を支援する事業所で働く職員の給与は、一般労働者の平均賃金と比べると約10万円も低い状況にあります。

国から事業所に払われるお金（報酬）が少ないことに加えて、障害のある人が通えなかった日は、事業所にお金が入らない「日払い計算方式」によって、事業所の運営が厳しい現状があります。そのため職員の給与の水準は低く、必要な正規職員を雇うことが難しいのが実態で、支援を必要としている障害のある人たちにそのしわ寄せがいくことになります。

“働きがいのある”職場で長く仕事が続けられるように、また若い人が福祉の仕事に関心を持ってもらえるように、給与水準や労働条件を引き上げることが必要です。



#### 募金のお願ひ

いただいた募金は、本請願運動を展開するための費用や当会が運動をするための活動資金として有効に活用させていただきます。

## わたしたちは「きょうされん」です

当会は、旧称を「共同作業所全国連絡会」と言い、障害のある人たちが「働く・活動する」事業所をはじめ、グループホーム、相談支援センターなど、1850カ所を超える事業所が会員となっています。

わたしたちは、障害のある人たちのくらしをゆたかにするための制度の拡充を求め、活動を続けています。



<お問い合わせ>きょうされん全国事務局 〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18-4F

TEL 03-5385-2223 FAX 03-5385-2299 E-mail [zenkoku@kyosaren.or.jp](mailto:zenkoku@kyosaren.or.jp)

WEB ページもご覧ください <http://www.kyosaren.or.jp/>